## 政令第三百九十八号

電 気 通 信 事 業 法 施 行 令  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す Ź 政

内 閣 は 海 上 一交通 安全法等  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す Ś 法 律 伞 成二十八年法律第四十二号) の 一 部  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 V )

電 気通 信 事 業 法 昭昭 和五 十九年法律第八十六号) 第百 四十一 条第四 項ただし書の 規定に基づき、 こ の 政令を

制定する。

電 気 通 信 事 業 法 施 行 令 (昭 和 六 + 年 政 令 第七十五 号) 0 部 を次 0 ように改正 する。

第 九 条 第二 項 第 兀 号 中 設 置  $\mathcal{O}$ 下 に 若 L < は を 加 え、 廃 止 位 置  $\mathcal{O}$ 変 更」 を 位 置  $\mathcal{O}$ 変更、

供 用  $\mathcal{O}$ 休 术 再 開 若 L < は 廃 止 に、 第二 条 ただし書」 を 「第三 条第 項」 に、 第三 条 第二 項若しくは

第 匹 \_ 条 第 項」 を 「第九条、 第十 条 第 項 若 L くは 第十三条第五 項若 L < は 第六項」 に改め、 「受けた者」

 $\mathcal{O}$ 下に 若しく は 同 法 第 六 条 同 法 第十三条第 十項 E おい て 潍 用 す る場合を含 む。) 若しく は第十三条 第

項若 L < は 第 項 0 規定 に よる届 出をした者」 を、 「 行 為 の 下 に 「若しくは当該 届 出 に 係 る行 為 を加え

る。

附則

海上交通安全法等の一部を改正する法律の一 部の施行に伴い、 水底線路の保護区 域内における船 舶  $\mathcal{O}$ びよ

(昭和二十四年法律第九十九号)の規定による届出に係る

行為を行う場合を追加する等の必要があるからである。

う泊等の行為が許容される場合として航路標識法